○大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱

平成18年4月1日告示第75号

大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱 (設置)

- 第1 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく大船渡市地域包括支援センター(以下「センター」という。)及び地域密着型サービスの適正かつ公正中立な運営を図るため、大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(所掌)
- 第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) センターの設置、運営及び評価に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか地域包括支援事業に関すること。
 - (3) 地域密着型サービスの指定に関すること。
 - (4) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
 - (5) その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するため必要な事項に関すること。 (組織)
- 第3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 介護保険の被保険者
 - (2) 医師、歯科医師及び薬剤師
 - (3) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を代表する者
 - (4) 公益を代表する者
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第6 協議会の庶務は、生活福祉部において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。